

佐賀市ごみ収集車両への広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、佐賀市が所有するごみ収集車両（以下「収集車」という。）に掲示する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載広告の種類等)

第2条 広告の掲載寸法及び掲載位置は次のとおりとする。

種類	掲載寸法	掲載位置
佐賀市ごみ収集車両	縦 80 c m	収集車の荷箱部の左右両側面 (別図のとおり)
	横 150 c m	

- 2 市長は、必要と認めるときは、広告の掲載位置を荷箱部の片側側面とすることができる。
- 3 掲載枠数は毎年度の募集時に別途定める。
- 4 広告を掲載する収集車及びその走行区域は、市長が指定する。

(掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 特定の意見（環境負荷の低減並びに一般廃棄物の減量及びリサイクル推進に関するものを除く。）の主張を主たる目的とするもの
- (2) 不動産の売買、賃借等に関するもの（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）
- (3) 求人に関するもの（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）
- (4) 法律の定めのない医療類似行為に関するもの
- (5) 基本情報が開示されていない団体等の事業活動に関するもの
- (6) その他掲載する広告の内容として適当でないと市長が判断するもの

(広告のデザイン等)

第4条 収集車に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用したもの
- (4) 地色に黒色、金色若しくは銀色、又は信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのある色を使用したもの

(5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれのあるもの

(広告の掲載方法)

第5条 収集車への広告の掲載は、広告の内容を表示した特殊フィルム等を荷箱部に張り付ける方法によるものとする。

2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車体からの剥離及び、広告撤去の際に車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、広告掲載の日からその日が属する会計年度の末日までとする。ただし、更新を妨げない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める掲載期間を変更することができる。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、年額60,000円とする。ただし、広告掲載の期間が1年未満であるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める掲載料の額を変更することができる。

(費用負担)

第8条 広告の作成費用及び収集車への掲載費用、並びに掲載期間の終了又は掲載の必要がなくなったときの収集車からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じたときは、広告主が原状に復するものとする。

3 天災等不可抗力による場合を除き、掲載期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告掲載の募集方法)

第9条 市長は、本市の発行する広報誌等により、毎年度期間を定めて広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を公募するものとする。

2 市長は、既に広告を掲載している者が掲載期間の更新を希望する場合には、他に優先してその更新を決定することができる。

3 広告の募集期間が終了したにも関わらず、申込者が募集する数に満たないときは、市長は、第11条第3項第1号に掲げる者（前回の募集時の申込者で抽選にもれた

ものを除く。) に対し、申込案内を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第10条 申込者は、佐賀市ごみ収集車両広告掲載申込書(別記様式)に必要な事項を記入の上、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 市長は、前条の規定による広告掲載の申し込みがあったときは、添付された広告の原稿が、掲載に適する広告に該当するか否かを審査するものとする。

2 審査基準を満たす広告の数が募集枠を超えないときは、当該広告の申込者を広告主として決定するものとする。

3 審査基準を満たす広告の数が募集枠を超えるときは、次の順位によって申込者による抽選を行い、広告主を決定するものとする。

(1) 第1回目の抽選に参加できる者

公益財団法人日本適合性認定協会によって認定された審査登録機関が発行したISO14000シリーズの認証を取得している者、一般財団法人持続性推進機構によってエコアクション21認定・登録事業者に登録された者、これらに準ずる環境マネジメントシステムの認証登録制度において指定の審査登録機関によって登録事業者に登録された者及び前回の募集時の申込者で抽選にもれたもの

(2) 第2回目の抽選に参加できる者

国、政府関係機関及びその他公共団体並びに第1回目の抽選にもれたもの

(3) 第3回目の抽選に参加できる者

公共交通機関、ガス事業者、電力会社、新聞社、放送局(テレビ、ラジオ等)、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合その他これらに類するもの及び第2回目の抽選にもれたもの

(4) 第4回目の抽選に参加できる者

前各号に掲げる者以外の者及び第3回目の抽選にもれたもの

4 市長は、掲載する広告を決定したときは、速やかにその旨を当該広告の申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第12条 広告主は、第7条に定める広告掲載料を、市長が指定する方法で、市長が定める期日までに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正の行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 4 広告主の責めに帰すべき事由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載している広告媒体の発注金額及び配送金額を限度に賠償の責めを負うものとする。
- 5 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 市長は、広告主が次の各号に該当するときは、第11条第2項又は第3項の広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定の期日までに掲載料を一括して納入しなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

(掲載料の返還)

第15条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなかった場合は、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(協議)

第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、佐賀市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、収集車への広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月27日から施行する。

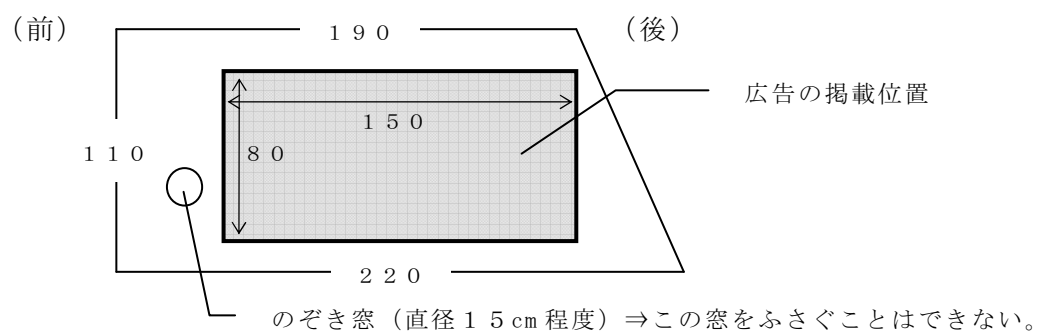
別図（第2条関係）

広告の掲載位置

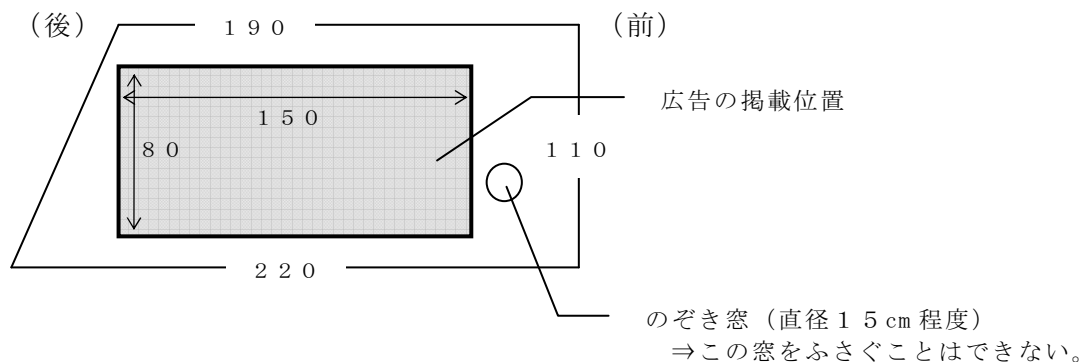
広告は、ごみ収集車荷箱部の任意の位置に掲載できる。ただし、次の条件を満たすこと。

- ① ごみ収集車の荷箱部側面の広さ（ 2.3 m^2 ）を超えていないこと。
- ② 荷箱部の左右両側面に設置している荷箱部内部を確認する窓（以下「のぞき窓」という。）をふさいでいないこと。

（荷箱部左側面）



（荷箱部右側面）



別記様式（第10条関係）

佐賀市ごみ収集車両広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申込者
住所（所在地）
氏名（名称）
代表者職氏名
連絡先

佐賀市ごみ収集車両への広告掲載取扱要領第10条の規定に基づき、次のとおり
広告案を添えて申し込みます。

事業の概要	<p>(※ 次のいずれかに該当する場合は、<input type="checkbox"/>欄をチェックすること。)</p> <p><input type="checkbox"/> ISO14000シリーズの認証を取得している。</p> <p><input type="checkbox"/> エコアクション21認定・登録<u>事業者</u>に登録されている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他、上記に準じる環境マネジメントシステムの認証を取得している。()</p>
広告の内容	<p>(※ 広告案は別添のとおり)</p>
希望掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで